

公告 第03010号

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和3年9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公示する。

記

1. 令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額  
321,911円
2. 令和4年度における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額  
23等級 320千円
3. 適用年月日  
令和4年 4月 1日

令和3年 10月 5日

リクルート健康保険組合

理事長 野口 孝広

